放送大学学園評議員会運営規則

平成１５年１０月１日
放送大学学園規則第２号
改正　平成19年８月21日、平成21年５月26日、
平成22年８月26日、令和２年３月30日、
令和７年３月11日

（趣旨）

第１条　放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成１５年放送大学学園規則第３号）第５条の規定に基づく評議員会の運営その他評議員会に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

（議長）

第２条　議長は、会議の議事を整理する。

２　議長が欠けた場合は、すみやかに議長を選任しなければならない。

３　議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した評議員が議長の職務を代理する。

（規則の改正等）

第３条　この規則を変更しようとするときは、評議員会において委員の３分の２以上の同意を得なければならない。

２　この規則に定めるもののほか、評議員会の議事について必要な事項は、評議員会が定める。

（庶務）

第４条　評議員会の庶務は、総務部総務課が行う。

附　則

この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年８月２１日）

この規則は、平成１９年８月２１日から施行し、改正後の放送大学学園評議員会運営規則の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年５月２６日）

この規則は、平成２１年５月２６日から施行し、改正後の放送大学学園評議員会運営規則の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年８月２６日）

この規則は、平成２２年８月２６日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１１日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。